# 令和4年度第3回秦野市入札監視委員会議事概要

| 日時  |      | F2月14日 (火)<br>寺から午後4時30分まで |
|-----|------|----------------------------|
| 場所  | 秦野市往 | 设所 本庁舎4階 議会第1会議室           |
| 山帝老 | 委員   | 荒川委員長、舟戸委員、鞠山委員、桑原委員       |
| 出席者 | 事務局  | 古谷課長、北村課長代理、目黒主事補          |

- 1 開 会
- 2 議事

抽出案件の審議について

|      | 工事                   |
|------|----------------------|
| 案件番号 | 案件名称                 |
| 1    | 令和4年度伊勢原清掃工場クレーン修繕工事 |
| 審議内容 |                      |

- ・入札が1社のみの高落札率案件であるため、競争性確保のための措置が取られているか否か、確認したい。
  - ・また、所在地要件をGとする必要性を確認したい。

#### 回 答

競争性確保のための措置として、所在地要件を全国(G)にしています。 3者から参考見積を徴取しており、参加の見込みはありましたが、結果的に 1者からの応札となりました。機械器具設置工事の入札実績を見ても全体的 に参加者が少ないためであることから、より多くの事業者が入札参加できる ように、機械器具は一律で所在地要件は「なし」としています。

# 意見等

特になし

|        | 工事                          |
|--------|-----------------------------|
| 案件番号   | 案件名称                        |
| 2      | 秦野市・伊勢原市共同消防指令センター(仮称)建築工(令 |
|        | 和 4 年度継続費設定)                |
| - 家議内宏 |                             |

#### 審議内容

3回目の予定価格を見ると2回目の入札金額でも入札不調とはならないため、設計金額の確認をしたいです。また、所在地要件AからGへの変更の理由を知りたいです。

# 回答

設計金額は、別添資料のとおりです。本工事は合計3回の入札を行いました。1回目発注時は、秦野市又は伊勢原市内単独並びに県内及び秦野市又は伊勢原市内の2者共同施工方式(JV)による方法(混合入札)で発注していますが、入札参加者が2者に満たないため、中止となりました。

設計金額は、資材高騰の影響から毎月掲載される最新単価を採用し算出していますが、2回目は入札不調となりました。なお、3回目の設計金額を算出する際には、県内の事業者から本工事全体の見積もりを徴取し、設計金額の妥当性を検証したうえで発注しています。

所在地要件を A から G まで広げた経過は、1回目の発注時(県内)に応札者がいなかったことや、中止・不調が続いたため工期が確保できなくなる可能性があったことから、3回目の発注では所在地による制限を設けず全ての登録事業者が参加できるようにしたものです。

# 意見等

特になし

|      | 工事                            |
|------|-------------------------------|
| 案件番号 | 案件名称                          |
| 3.4  | · 令和 4 年度市道落合 2 0 号線通学路安全対策工事 |
|      | ・令和4年度むろまち公園遊具改修工事            |
| 審議内容 |                               |

・最低制限価格未満の事業者が7者もでるというのは、最低制限価格の設定に問題はないのか。

- ・最低価格未満の業者が多い。予定価格はどのように設定しているのか。
- ・二度入札をしても最低制限価格を下回る事業者がでるというのは最低制限価格の設定に問題があるのではないか。

# 回答

本市の予定価格は、事前公表する設計金額に対し、99.0%から 0.1 刻みで 100%までのいずれかの割合を掛けた額としています。この 11 通りのうちど の値になるかは、入札額の合計を 11 で割った余りで決まります。

最低制限価格未満が多い理由は、本市の入札制度(変動型予定価格)によるものと考えられます。予定価格率が高かったため、低い金額で応札した多数の事業者が最低制限価格未満となり、結果として高い金額で応札した事業者が落札し、高落札率となったものです。また、最低制限価格の下限は、予定価格の90%となります。

今回のように予定価格率が 100%に近い場合、予定価格の 90%未満の額を 入札した事業者は、すべて最低制限価格未満となります。以上のとおり、今 回、最低制限価格未満が多かった理由は、予定価格率が 100%に近い数値だ ったことにあります。また、上記の説明から、2度の入札を行ったとして も、予定価格率次第で最低制限価格未満が出ることもあります。

### 意見等

特になし

|      | 工事                               |
|------|----------------------------------|
| 案件番号 | 案件名称                             |
| 5    | 令和4年度渋沢駅北口広場及び南口広場エレベーター修繕工<br>事 |

#### 審議内容

落札率100%であることからすると、参考見積自体をこの業者が出した ものと思われるが、他に適正な方法を採ることの可否について、貴見をご教 示いただきたい。

# 回答

本工事は、当該エレベーター保守点検を履行している事業者から参考見積 書を徴取し、その保守点検事業者と1者特命随意契約を締結しました。

適正な予定価格を算出するために、他の算出方法を採ることは難しいと考

えます。その理由は、交換する機器等がエレベーターの製造メーカーである 現契約事業者でしか生産できないことや、ほかの事業者に依頼する場合、有 償での別途点検や調査が必要となり、現契約事業者よりも高額で見積られる ことが想定されるからです。さらに、本工事の参考見積を現契約事業者以外 からも徴取することは可能ですが、設備の安全性のためにも、日ごろから保 守点検を行っており、修繕内容を細かに把握している現契約事業者から参考 見積を徴取することが最適な予定価格の算出方法であると考えます。

# 意見等

特になし

|      | 工事                        |
|------|---------------------------|
| 案件番号 | 案件名称                      |
| 6    | 令和4年度市道6号線通学路整備事業関連建物解体工事 |
| ~    |                           |

#### 審議内容

「緊急の必要性により競争入札に付すことができないとき」の緊急性の確認。

#### 回答

当該地の地権者交渉が長期化し、契約の承諾が 11 月となりました。また、同敷地内の別建物の解体についても、地権者から市の工事で選定した業者に依頼したいとの意向があったことや、補償費用を支払うためにも、できるだけ早期に工事を完了する必要があったため、この時期での競争入札では年度内に完成するための工期確保が困難であることから、「緊急の必要性により競争入札に付すことができないとき」の理由で一者特命随意契約を締結しました。

さらに、当該地の解体建物は、地権者が貸し出している店舗であるため、 移転先の候補地を決定するまでに時間を要したことや、地権者及び店舗の営業主に承諾を得るための交渉が長期化し、この時期での工事発注となりました。

#### 意見等

緊急性という言葉がどこまで認められるのか、乱用がないようにしておきたいところです。この緊急性の解釈でいいのかを整理しておいたほうがいいと

思います。

| コンサル |                    |
|------|--------------------|
| 案件番号 | 案件名称               |
| 7    | 令和4年度菩提横野線詳細設計委託業務 |
| 審議内容 |                    |

道路設計業務が、業者によって費用がこれほど違うものなのか、なぜ予定 価格よりもこれほど低く抑えられるのか、知りたい。

# 回答

本業務の予定価格の内訳は、その大半が人件費であり、企業努力によるものだと考えます。また、道路や河川等の構造物特性について、入札参加者により得意、不得意があるものと考えられ、事業者の能力次第で価格差が発生するものと思われます。

# 意見等

特になし

| コンサル |                   |  |
|------|-------------------|--|
| 案件番号 | 案件名称              |  |
| 8    | 令和4年度秦野市観測井整備委託業務 |  |
| 審議内容 |                   |  |

- ・予定価格と入札金額との差が大きいため、設計金額の確認をしたいで す。また、再公告はしなかったのでしょうか。
- ・事業者の入札金額が予定価格を 2 回とも 10 百万円以上上回った結果として入札不調となっているため、予定金額の算定過程を確認したい。

#### 回答

設計に当たっては、過去の観測井整備事業の設計書を参考に、 各種積算基準書を準用することに加えて、機材費を含めた参考見 積書を徴取し、予定価格を算出しています。

設計金額と入札金額に乖離があることについて、応札した業者に聞き取り を行った中では、機材が特殊であるため機械ボーリング作業の再委託が必要

となり施工管理職員の配置等が加わるこ、及び作業員、技術者等が通勤では 対応できず、交通・宿泊費が加算されることから標準積算以上の費用が掛か っているとのこです。

なお、入札不調後に設計を変更して再度公告し、入札を行いましたが、応 札者がいなかったため入札中止となりました。

# 意見等

特になし

|      | 一般委託                        |  |
|------|-----------------------------|--|
| 案件番号 | 案件名称                        |  |
| 9    | 令和4年度秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業整備工事に |  |
|      | 伴う建物等事後調査委託業務               |  |
| 審議内容 |                             |  |

落札率が低く最低制限価格未満が1社出ているのに対し、他方で超過が3 社あるが、予定価格の設定の方法等は適切であったのかどうか、経緯等をご 教示いただきたい。

#### 答 口

本業務の予定価格は、積算基準書を用いて業務上必要とする数量等を適切 に抽出し、設計しています。また、本業務の設計内訳は人件費部分が多いた め、予価超過の事業者は、本市の設計した人数より多く設定し、積算したた めだと考えます。

### 意見等

特になし

| 案件番号                                                           |
|----------------------------------------------------------------|
|                                                                |
| 令和4年度固定資産評価替え(令和6基準年度)に係る標準<br>10 宅地等の不動産鑑定委託業務(その1)(単価契約)~(その |
| 4)                                                             |

#### 審議内容

不動産鑑定に係る費用は業者によって大きく変わるものなのか、知りた い。また、落札率はいずれもかなり低いがこれはなぜか。

# 回答

不動産鑑定にかかる費用は、参考見積書の徴取結果からもわかるように、 事業者によって大きく変わるものではありません。人件費の積算により多少 の差異が出ることはありますが、設計のうち人件費部分が多く占めるほかの 委託業務に比べると、それほど大きな差が出るものではありません。

また、参考見積を3者から徴取していますが、その際には標準的な価格を 提示され、入札時には競争性が加味されたため、落札率が低くなったものと 想定されます。

# 意見等

特になし

| 案件番号                   | 案件名称                                         |  |
|------------------------|----------------------------------------------|--|
| 1 1                    | 令和4年度秦野市ホームページ維持管理等に係る派遣業務<br>(単価契約)(長期継続契約) |  |
| 審議内容                   |                                              |  |
| 所在地要件を G とする必要性を確認したい。 |                                              |  |

#### 回答

所在地要件をGとする理由は、競争性を確保するためです。また、労働者派遣業務の過去の入札結果をみると参加者が少ないことから、労働者派遣業務については、一律で所在地要件Gとし、全国の事業者が参加できるようにして競争性を広げています。

# 意見等

特になし

| 一般委託                      |                          |  |
|---------------------------|--------------------------|--|
| 案件番号                      | 案件名称                     |  |
| 1 2                       | 令和4年度秦野市立図書館上下水道配管調査委託業務 |  |
| 審議内容                      |                          |  |
| 落札したのは、県外の業者か否かご教示いただきたい。 |                          |  |

| 回                | 答   |
|------------------|-----|
| 本業務の落札者は県内の業者です。 |     |
| 意                | 見 等 |
| 特になし             |     |

| 物件                                                |                             |
|---------------------------------------------------|-----------------------------|
| 案件番号                                              | 案件名称                        |
| 1 3                                               | 令和4年度秦野市浄水管理センター工業用プロパンガスの購 |
|                                                   | 入(単価契約)(長期継続契約)             |
| 審議内容                                              |                             |
| 前回(R4第2回)もプロパンガスに1社しか応札がなかったように記憶している。同じ業者か確かめたい。 |                             |
| 回 答                                               |                             |
| 前回の抽出案件である「令和4年度秦野市立小中学校・こども園空調設備                 |                             |
| 用プロパンガスの供給(単価契約)」及び「令和4年度秦野市立西公民館空                |                             |
| 調設備用プロパンガスの供給単価契約)」と同じ事業者が落札しています。                |                             |
| 意 見 等                                             |                             |
| 特になし                                              |                             |

| その他  |             |  |
|------|-------------|--|
| 案件番号 | 案件名称        |  |
| 1 4  | 入札制度等に関する事項 |  |
| 審議内容 |             |  |

全体的に所在地要件C・Dが少ないようですが、この理由についてお教え下さい。

### 回答

所在地要件 C・D に当てはまる業務は、一般委託の損失補償調査、清掃請負(庁舎外)や、物件の産業用薬品又は衛生材料の調達など、市内では競争性が確保できないが、県内まで広げる必要性はないと認められる、一部の業務に限られるためです。

# 意 見 等

特になし

# 3 その他

# 連絡事項等

来年度の開催日について、開催日は7月18日(火)、10月11日 (水)、令和6年1月26日(金)、時間はすべて午後を予定しております。

# 4 閉 会